

平成 27 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果 についての点検結果（案）

平成 28 年 12 月 8 日
独立行政法人評価制度委員会

「平成 28 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について」（平成 28 年 6 月 14 日独立行政法人評価制度委員会決定）では、平成 27 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価（以下「年度評価」という。）及び同年度に中（長）期目標期間を終了した独立行政法人の中（長）期目標の期間における業務の実績に係る評価（以下「期間実績評価」という。）について、次の取組方針を決定した。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定。以下「目標策定指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定。以下「評価指針」という。）に照らして、以下のような実施方法や評価結果等となっていないか、確認するものとする。

- ① 目標策定指針において評価単位とされている中（長）期目標の項目のうち、評価されていない項目がある。
- ② 評価対象とすべき業務実績、事実関係に基づき適切に評価されていないなどその過程に問題がある。
- ③ 評価指針に基づき「B」評定を標準とすることとされているところ、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分のまま「S」又は「A」評定が付されている。

なお、平成 28 年度に行われる年度評価及び期間実績評価については、主務大臣においては、昨年度の点検によって得られた知見を有効に活用した上で適正な評価を行い、独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）においては、独立行政法人評価に係る取組課題を踏まえて一定の事項を選定の上、当該事項を重点的に点検（評定に至った理由の妥当性を確認）するものとする。

今回、上述の取組方針に基づき、年度評価及び期間実績評価の状況について確認し、また、重点的に点検する事項として情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組を選定し、年度評価における評価の状況を確認した結果は以下に示すとおりであり、「評価の実施が著しく適正を欠く」（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 12 条の 2 第 1 項第 6 号）と認められるものはなかった。

1 年度評価及び期間実績評価の状況

評価指針において、主務大臣による評定は、原則として、S、A、B、C、D の 5 段階の標語を付すことにより行い、「B」を標準とすることとされている。また、評定を付す際には、「なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する」こと（中期目標管理法人及び行政執行法人）又は「その評定に至った根拠、理由等を分かりやす

く記述する」こと（国立研究開発法人）が求められている。

年度評価（99 法人）^{（注）} 及び期間実績評価（37 法人）における評定の状況をみると、年度評価における「A」評定以上の割合は 18.2%、期間実績評価における「A」評定以上の割合は 21.3%となっている。

これら、所期の目標等を量的又は質的に上回る成果を上げているとして「A」評定以上の評定が付されているものの中には、一部において、取組の内容については記述されているものの目標に対する取組の実績や成果の達成度合いについては具体的、客観的な説明がないなど、評定に至った根拠、理由等が合理的かつ明確に（分かりやすく）記述されていないと考えられるものもみられた。また、評価指針では、「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。」とされているところ、今回、年度評価において「C」及び「D」評定が付されたものについては、いずれの評価書においても改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策に係る何らかの記述が確認できた。

主務大臣においては、明確な根拠、理由等に基づく適正かつ厳正な評価を実施することが、評価により判明した業務運営上の課題の改善やより良い取組の推進といった PDCA サイクルを十分に機能させるための前提であることに十分留意の上、次年度以降の評価を実施願いたい。

なお、委員会としては、S、A、B、C、D といった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、その評定を付すに至った判断の根拠、理由等が合理的かつ明確に（分かりやすく）説明され、主務大臣において、年度評価等の結果によって判明した独立行政法人の業務運営上の課題や法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要であると考えている。つまり、評価を実施した結果、独立行政法人の良い取組については継続し又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には見直し方策を講ずるなど目標に向けたより優れた取組や工夫を行うことを通じて独立行政法人の政策実施機能の最大化が図られるべきである。

（注） 法人数は、独立行政法人 98 法人に日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を加えたものである。

2 独立行政法人評価に係る取組課題を踏まえて選定した事項に係る評価の状況

情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を確認した結果は、次のとおりである。

① 情報セキュリティ対策に関する取組

「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」（平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議）において、独立行政法人は、事業年度における業務の実績に係る評価において、情報セキュリティ対策の実施状況について評価を受けることとされている。

主務大臣が行った独立行政法人（98 法人）の年度評価の状況をみると、いずれの法人も情報セキュリティ対策に係る業務に関する評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由に「C」以下の評定が付されているのは 2 法人となっている。

また、評価指針では、「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき

方針を記述する。なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方針を記述する。」とされているところ、情報セキュリティに関する事項を理由に「C」以下の評定が付されている2法人については、いずれも評価書において改善のために講じた方策の内容が具体的に記述されていた。

なお、独立行政法人の情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部により、サイバーセキュリティ対策を強化する上で有益な助言を行うことを目的とする監査が実施されることとなっている。

② 調達等合理化に関する取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）において、独立行政法人は、事業年度における業務の実績に係る評価において、調達等の合理化に関する取組の実施状況について評価を受けることとされている。また、「調達等合理化計画の策定及び評価に関する留意点について」（平成28年2月2日付け各府省大臣官房長あて総務省行政管理局長事務連絡）において、主務大臣が実施する評価については、「会計検査院等の指摘に基づき、調達等合理化計画を改定するなど、改善のための措置を具体的に講じている場合は、積極的に評価を行う。」とされている。

主務大臣が行った独立行政法人（98法人）の年度評価の状況をみると、いずれの法人も調達等合理化に係る業務に関する評価が実施されており、調達等に関する事項を理由に「C」以下の評定が付されているのは1法人となっている。

また、調達等に関する事項を理由に「C」以下の評定が付されている1法人については、評価書において改善のために講じた方策の内容が具体的に記述されていた。

このほか、会計検査院の平成26年度決算検査報告（平成27年11月）において独立行政法人が実施する調達等に関して不当事項の指摘があった法人の評価書をみると、いずれの法人も評価書において「B」評定が付されていたが、改善のために講じた方策の内容が記述されていた。

委員会としては、独立行政法人における情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関して、年度評価の仕組みが活用されることにより、独立行政法人の良い取組については継続し又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には見直し方針を講ずるなど、より優れた対策が行われるようPDCAサイクルを十分に機能させ、また、これらの過程の透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られることを期待するものである。